

## 令和5年度受理の内、是正措置の勧告を受けた概要

※ただし、通報者が希望しない場合や通報者が特定されるものは、除く。

	通報年度	通報概要	調査委員会による任命権者への提言概要	本市の対応
1	令和 3～5 年度（同 一・関連事 案の一連の 調査案件）  ※令和3年 度通番2～ 7の再掲	工事について、事務分掌に反する事務移管があった。	事務の移管時、移管された課の事務分掌ではないことは文言上明らかであった。またその後、事務分掌の一部改正が行われたが、その決裁において改正理由及び改正内容に当該事務分掌の移管についての記載がなく、この一部改正によって移管を認めることはできない。今後は、部長以上レベルで事務分掌の趣旨及び構造を再確認した上で、例外的な対応が必要な場合の手順の定めを含めて事務分掌が遵守されていくよう研修等の措置をとって改められるべき。	今後は事務分掌の一部改正に係る決裁において、事務分掌の改正理由・改正内容等を明示するとともに、部長級以上の職員を対象として上記対応について周知した。
		工事の設計等の文書において実際の作成者と異なる職員が作成名義人となった。	事務の移管があったとしても、設計等の文書において、実際の作成者と文書に押印や記載がされている作成名義人との間でズレがあることは否定できない。業務の確実な遂行や責任の所在の明確化を確保するうえで、実際の作成者と作成名義人が一致することは必要であり、文書の作成名義人をどうすべきか基本的ルール確立と徹底が必要と思われる。	今後は文書の作成名義人について、業務の確実な遂行や責任の所在の明確化を確保するうえで、実際の作成者と作成名義人とが一致している必要があるというルールを徹底することとし、職員に対し上記対応について周知した。

	<p>工事について、特定の業者に有利となるよう事務を進めていたのではないかと疑念がある。</p>	<p>関係文書の確認や関係者聴取を実施した事実認定において、特定の業者を有利にする意図やその事実も認められなかった。しかしながら、通報者が指摘する問題点から以下のことが実施されるべきである。</p> <p>① 未経験工事の発注を予定するときには、必要な研修を行うなどして委託業務についての職員の検査能力を確保すること。</p> <p>② 業務委託契約において、誠実履行義務の定めはあるものの、同義務は抽象的な概念で、その義務違反の有無の判断は一義的ではない。そこで、契約内容の明確化という観点からは、民法上、会社法上の概念で判例の集積もある善管注意義務を業務委託契約書の中に明定すること。</p>	<p>① 未経験工事の発注を予定するときには、関係職員に必要な研修などを行い委託業務についての職員の検査能力を確保することとし、職員に対し上記対応について周知した。</p> <p>② 善管注意義務を業務委託契約書の中に明定することについて他市の事例なども参考にして引き続き検討する。</p>
--	--	--	---